

## 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援(貸付・税金の猶予等)の一覧

対象	支援名称	支援の詳細			問い合わせ先
保証の認定	セーフティネット保証等の認定	セーフティネット保証等とは、景気の低迷などにより経営の安定に支障をきたしている中小企業者の資金繰りを支援するための保証制度です。事業所の所在する区市町村長（杉並区の場合は杉並区長）の認定によって、信用保証協会の別枠保証等特例措置が適用されます。			産業振興センター 就労・経営支援係（商工相談担当） 03-5347-9182
貸付(かりる)	新型コロナウイルス感染症対策特例資金	最大 700万円	本人負担率（利子） 3年間0.00%（無利子）	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上が前年の同期と比較して減少し、経営の安定化を行う資金が必要な事業者に対して貸付。	
	新型コロナウイルス感染症対応融資（全国制度）	無担保 4,000万円	3年間無利子 信用保証料全額補助	セーフティネット保証（4号・5号）又は、危機関連保証に係る区市町村の認定を受けている事業所に対して貸付。	
	新型コロナウイルス感染症対応緊急融資・緊急借換	2億8,000万円 （無担保8,000万円）		売上5%以上減少等の要件を満たす事業者に対して貸付。	
	危機対応融資			売上15%以上減少等の要件を満たし、危機関連保証の認定を受けている事業者に対して貸付。	
		新型コロナウイルス対策マル経融資	1,000万円（別枠） （2,000万円通常枠）	金利：当初3年間 基準金利▲0.9% 要件によっては、 3年間実質無利子	東京商工会議所 杉並支部 03-3220-1211
		新型コロナウイルス感染症特別貸付	中小・危機 6億円 （別枠） 国民生活事業 8,000万円 （別枠）	限度額：中小企業事業 3億円。 国民生活事業6,000万円 金利：融資後3年間 基準利率▲0.9%	最近1カ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した小規模事業者を支援するための貸付。  日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
	衛生水準の維持向上に支障をきたしている方	衛生環境激変対策特別貸付	1,000万円 （別枠）	限度額：飲食店・喫茶店 別枠1,000万円 金利：基準金利	感染症または食中毒の発生による衛生環境の著しい変化（衛生環境の激変）に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係事業者の経営の安定を図るための貸付。
資金融資・貸付に必要な住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税の各種税証明書の交付手数料を免除します。 ※ただし、証明書コンビニ交付サービスは免除対象になりません。					区民課区民係、課税課区民税係 03-3312-2111
猶予	区民税、法人税や消費税などの納税が難しい方	区民税の納付	収入の減少や損害が発生し、税の納付が難しくなった方には、納付の猶予（納期限を一定期間延長する制度）などの相談を受け付けています。事前にお問い合わせください。		課税課特別徴収係 03-3312-2111
		自動車税の納付			東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066
		軽自動車税の納付			課税課税務管理係03-3312-2111
		固定資産税など都税の納付			杉並都税事務所 03-3393-1171
		法人税や消費税など国税の納付			国税局猶予相談センター 0120-948-271

2020年5月28日時点の情報です。最新情報は各HPでご確認ください。